

## 新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事する医療職の被扶養者の収入確認の特例について

現在、新型コロナウイルス感染症の蔓延を防止するため、例年になく対応として、短期集中的にワクチン接種が行われているところですが、このワクチン接種業務に従事する医療職の確保が喫緊の課題となっています。

こうした事情に鑑み、ワクチン接種業務に従事する医療職の健康保険（共済組合を含む）の被扶養者・国民年金の第3号被保険者の収入の確認について、臨時的な特例を設けることとなりました。

### 【特例の趣旨】

各保険者（共済組合や健康保険組合など）は、被扶養者・国民年金の第3号被保険者（以下、「被扶養者」といいます）の認定及び資格確認（当組合では「扶養事実確認調査」）の際に、被扶養者の収入を確認するに当たっては、被扶養者の過去の収入、現時点の収入または将来の収入の見込みなどから、今後1年間の収入を見込むものとしています。

本年の新型コロナウイルスワクチン接種業務については、例年になく対応として、期間限定的に行われるものであり、また、特にワクチン接種業務に従事する医療職の確保が喫緊の課題となっているという特別の事情を踏まえ、医療職がワクチン接種業務に従事したことによる給与収入については、収入確認の際には収入に算定しないこととします。

### 【具体的な取扱い】

#### ●対象者

ワクチン接種業務に従事する医療職（医師・歯科医師・薬剤師・保健師・助産師・看護師・准看護師・診療放射線技師・臨床検査技師・臨床工学技士及び救命救急士）

#### ●対象となる収入

令和3年4月から令和4年2月末までのワクチン接種業務に対する賃金

#### ●手続きの方法

ワクチン接種業務を行う事業者、雇用主（市（区）町村、医療機関等）から「新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事した際の収入に係る申立書」（別紙1）の発行を受け、被扶養者の認定及び扶養事実確認調査（検認）の際に、組合員が勤務している所属所の共済事務担当課へ（担当課から共済組合へ）提出してください。

#### ●関連資料

「新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事する医療職の被扶養者の収入確認の特例に関するQ&A」（別紙2）を作成しましたので、ご参照ください。

**【ワクチン接種に係る特例の対象とならない方について】**

本特例の対象とならない方についても、新型コロナウイルス感染症に伴う支援としての各種給付金を受給される被扶養者や、新型コロナウイルス感染症への対応を理由として、一時的に収入が増加する被扶養者については、直ちに被扶養者認定を取消すのではなく、総合的に将来収入の見込みを判断することとしています。

なお、扶養事実確認調査等において収入確認を行う際、所得証明書や給与明細等に当該給付金や収入が計上されている場合、その額の内訳を確認できる書類（例：給付金の支払通知書・給与明細に新型コロナウイルス感染症への対応である旨の記載など）を提出できるよう、書類の保存や、勤務先へ対応の依頼をお願いします。

## 新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事した際の収入に係る申立書

私の被扶養者が、今般の新型コロナウイルスワクチンの接種業務へ従事したことによる収入については、下記のとおりとなりますので、「新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事する医療職の被扶養者の収入確認の特例」を適用していただくよう申し立てます。

## 【申請者記載欄】

		令和	年	月	日提出
組合員 (申請者)	(フリガナ) 氏 名				
	組合員等記号・番号				
被扶養者	(フリガナ) 氏 名				

## 【ワクチン接種業務を行う事業者・雇用主（市（区）町村、医療機関等）記載欄】

事業所所在地	〒 ー				
事業所名称					
事業主氏名					
電話番号					
新型コロナウイルスワクチン接種業務へ 従事した期間					
上記の接種業務へ従事した期間における 収入額の総額					円
※ 以下の全ての項目に該当していることを確認し、チェックして下さい。					
<input type="checkbox"/>	1 対象となる被扶養者は、( <input type="checkbox"/> 医師、 <input type="checkbox"/> 歯科医師、 <input type="checkbox"/> 薬剤師、 <input type="checkbox"/> 看護師等 (注)、 <input type="checkbox"/> 診療放射線技師、 <input type="checkbox"/> 臨床検査技師、 <input type="checkbox"/> 臨床工学技士、 <input type="checkbox"/> 救急救命士) として新型コロナウイルスワクチンの接種業務へ従事しました。(注) 保健師、助産師、看護師又は准看護師 (※ 該当する職種をチェックして下さい。)				
<input type="checkbox"/>	2 上記の収入額については、対象となる被扶養者が、新型コロナウイルスワクチンの接種業務へ従事したことによる収入額で誤りはありません。				

※ 本申立書は、被扶養者認定及び被扶養者の資格確認において対象者の収入を確認する際の添付書類として、組合員から組合員の所属所や組合に提出する書類となります。

※ 記載内容の確認に当たって、別途雇用契約書等の添付書類を求められる場合があります。